令和8年度加工を伴う「カキ」の放射性物質検査（以下「加工検査」） フロー図

令　和　8　年　8　月　3　日
保健福祉部食品生活衛生課
農　林　水　産　部　園　芸　課

○ 目的

カキを乾燥加工することで、果実中の放射性物質濃度が高まり、あんぽ柿、干し柿等の乾燥果実が食品衛生法の基準値（一般食品で放射性セシウム100Bq/kg）を上回ることが懸念されることから、「原料柿（カキ）」及び試験的に加工した「あんぽ柿」「干し柿」の放射性物質検査(加工検査)を実施し、市町村ごとに、本年度産カキのあんぽ柿、干し柿等の乾燥果実への加工可否を判断する。

○ 検査時期

9月上旬から10月中旬

加工検査要否判断（福島県）

※ 別紙1　加工を伴う「カキ」の放射性物質検査に係る要否判断の流れ

加工検査を要しない地方（市町村）

県中　県南　会津　南会津　いわき
県北（本宮市　大玉村）
相双（相馬市　新地町　楢葉町　川内村）

加工検査を要する地方（市町村）

県北（福島市 二本松市 伊達市 桑折町
国見町 川俣町）
相双（南相馬市　広野町　富岡町　大熊町
双葉町　浪江町　葛尾村　飯舘村）

加工検査を要する市町村のうち、下記の①及び②に該当する市町村

※令和8年度加工を伴う「カキ」の放射性物質検査の進め方について
①カキ（生食用を含む）が生産されている市町村
②カキを原料とする販売目的のあんぽ柿・干し柿等の乾燥果実の加工が想定される市町村（※販売には、譲渡も含む）

非該当

加工検査を実施しない地方（市町村）

製品の安全性が確認できていないためあんぽ柿、干し柿等の乾燥果実の出荷・販売を控える。

①カキの緊急時モニタリング検査（園芸課）
○　分析機関　　福島県農業総合センター
※ 加工検査を要しない市町村であっても生食のモニタリング検査は、必要に応じて実施する。

モニタリング検査結果公表
（福島県環境保全農業課、園芸課）

基準値を超過した市町村等に対し、カキの出荷自粛を要請する。

該当

加工検査を実施する地方（市町村）

カキの検体採取（福島県各農林事務所）
同一ほ場から採取したカキを「原料柿（カキ）」検査用（1kg）、「あんぽ柿」「干し柿」検査用（各3kg）に分ける。

①「原料柿（カキ）」の緊急時モニタリング検査
（園芸課）
○　分析機関　　福島県農業総合センター
※ ①と②は、一連の加工検査としてセットで実施

カキの加工処理（委託先業者）
カキを「あんぽ柿」「干し柿」に加工する。

②「あんぽ柿」「干し柿」の加工食品等の放射性物質検査（福島県食品生活衛生課）
○　分析機関　福島県衛生研究所

検査結果公表
加工可否判断結果公表
（福島県食品生活衛生課、園芸課）
基準値を超過した市町村に対し、令和8年産カキのあんぽ柿、干し柿等の乾燥果実への加工自粛を要請する。
※福島市、伊達地域（伊達市、桑折町、国見町）については、広域的な一つの地帯区分として判断する。

加工可能な市町村
生産者による自主検査等の自己管理、出荷団体によるチェックの下で出荷する。

加工自粛市町村
あんぽ柿、干し柿等の乾燥果実への加工を控える。
※ただし、あんぽ柿は、福島県あんぽ柿産地振興協会が定めた条件を満たした場合に限り加工できる。